

経済水道委員会

説明資料

特別史跡名古屋城跡バリアフリー
基本方針（案）について

平成30年5月17日
観光文化交流局

特別史跡名古屋城跡バリアフリー基本方針（案）における弁護士の見解

区分	法令違反について	訴訟されるリスクについて
見解1	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター以外の方法でも、同等の設備があれば、合理的配慮はされており、法令違反ではないと考えられるだろう ・ただし、同等か否かについては、具体的に実現された設備の形状、機能にもよる ・最終的には、史実に忠実な建物の実現とバリアフリーへの対応の方法を、どうバランスしていくかの問題になりそうである 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体化されていく方法によっては、訴訟されるリスクはある
見解2	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第5条及び第7条第2項における、合理的配慮を窺わせる計画と考えられることから、直ちに当該各条項と抵触するとは言い難いと思われる ・同法第7条第1項における「障害を理由」として差別的取り扱いをするものではなく、事業目的（「史実に忠実な復元」）を志向した「結果として」、障害者に一部不都合な事態をやむをえず伴ったというもので、直ちに当該条項に反するものではないと思料される ・「史実に忠実な復元」の理念・概念をより柔軟に考えて、新規の技術開発に頼らず、現在の技術水準で、真に部分的なエレベーター設置が技術的に不可能又は著しく困難であるか否かといった観点からの、技術的な検討を重ねることも「合理的配慮」に向けた努力義務に含められると考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・訴訟されるリスクはないとはいえない。「史実に忠実な復元」を重視しすぎているという政治的な批判も当然ありうる